

## 豊橋市監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 7 年 12 月 26 日

豊橋市監査委員	鈴木 教仁
同	野口 洋
同	梅田 早苗
同	本多 洋之

### 財政援助団体等監査の結果について

#### 第 1 監査の対象

	団体名	対象区分	団体に係る事務の所管課
1	公益財団法人 豊橋市スポーツ協会	補助金及び出資	文化・スポーツ部 スポーツ課
2	公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター	補助金及び公の施設 の管理	福祉部 長寿介護課
3	豊橋スポーツパートナーズ	公の施設の管理	文化・スポーツ部 スポーツ課
4	穂の国健幸づくりパートナーズ	公の施設の管理	健康部 保健所健康増進課

## 第2 監査の実施場所及び期間

監査の区分	実施場所	実施期間
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室	令和7年8月22日～ 令和7年11月12日
監査委員事務局による現地監査	豊橋市スポーツ協会	令和7年9月9日
	豊橋市シルバー人材センター	令和7年9月12日
	豊橋市スポーツ協会	令和7年9月10日
	資源化センター余熱利用施設	令和7年9月4日
監査委員による監査	豊橋市スポーツ協会及び監査委員室	令和7年11月13日
	豊橋市シルバー人材センター及び監査委員室	令和7年11月12日
	豊橋市スポーツ協会及び監査委員室	令和7年11月13日
	資源化センター余熱利用施設及び監査委員室	令和7年11月10日

## 第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、監査の対象団体に対し補助金、出資及び公の施設の管理に係る令和6年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、それぞれの目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうか、また、公の施設の管理については、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、当該監査対象団体に対する指導監督が適切になされているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

## 第4 団体の概要等

### 1 公益財団法人 豊橋市スポーツ協会

#### 1-1 概要

##### (1) 設立年月日

昭和53年4月1日（公益財団法人移行 平成24年4月1日）

##### (2) 基本財産（令和7年3月31日現在）

2億2,537万円（うち本市出捐金8,406万円）

(3) 役員数及び職員数（令和7年3月31日現在）

理事長	1名
副理事長	1名
常務理事	1名
理事	7名
監事	2名
職員	13名

(4) 主な事業

- ア スポーツを実施する機会と場の提供
- イ スポーツを観戦する機会の提供
- ウ スポーツに関する環境整備及び活動支援
- エ スポーツに関する普及、啓発、情報発信
- オ その他公益目的を達成するために必要な事業

1－2 補助金の額

豊橋市スポーツ協会補助金	63,039,923円
スポーツ少年団活動事業補助金	810,000円
市民スポーツ祭事業補助金	450,000円

2 公益社団法人 シルバー人材センター

2－1 概要

(1) 設立年月日

昭和54年10月1日（公益社団法人移行 平成23年4月1日）

(2) 役員数及び職員数（令和7年3月31日現在）

会長	1名
副会長	1名
常務理事	1名
理事	11名
監事	2名
職員	24名

(3) 主な事業

- ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のためにこれらの就業機会を確保し、及び組織的に提供
- イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者ための就業機会を確保するために行う豊橋市の公の施設の指定管理業務

ウ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための職業紹介

エ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための労働者派遣

## 2-2 補助金の額

豊橋市シルバー人材センター補助金 24,580,000 円

## 2-3 指定管理の概要

施設の名称	所 在 地	指定管理期間	指定管理料 (令和6年度)
仁連木老人福祉センター ほか4施設	仁連木町136番地の2ほか	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	48,807,000 円
牟呂高齢者活動センター 石巻高齢者活動センター	牟呂町字東里42番地の2 石巻本町字市場5番地	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	12,669,000 円

## 2-4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用促進を図る事業の実施に関する業務

## 3 豊橋スポーツパートナーズ

### 3-1 団体の概要

グループ名	豊橋スポーツパートナーズ
代表者	団体名 公益財団法人豊橋市スポーツ協会 代表者 理事長 佐藤 元英 所在地 豊橋市岩田町1番地の2
構成員	団体名 サーラスポーツ株式会社 代表者 代表取締役 赤間 真吾 所在地 静岡県浜松市中区砂山町1107番地
構成員	団体名 特定非営利活動法人アンドエス 理事長 菅沼 卓徒 所在地 豊橋市下条西町字杉本1478番地

### 3-2 指定管理の概要

施設の名称	所 在 地	指定管理期間	指定管理料 (令和6年度)
岩田総合球技場 万場調整池庭球場	岩田町1番地の2 東赤沢町字竜下461番地の1	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	61,762,000 円

### 3－3 指定管理者が行う業務

- (1) スポーツの振興及び施設の利用促進を図る事業の実施に関する業務
- (2) 岩田総合球技場等の運営に関する業務
- (3) 岩田総合球技場等の施設の維持管理に関する業務

## 4 穂の国健幸づくりパートナーズ

### 4－1 団体の概要

グループ名	穂の国健幸づくりパートナーズ
代表者	団体名 コナミスポーツ株式会社 代表者 代表取締役社長 室田 健志 所在地 東京都品川区東品川四丁目10番1号
構成員	団体名 大林ファシリティーズ株式会社 代表者 代表取締役社長 石井 健治 所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目6番

### 4－2 指定管理の概要

施設の名称	所 在 地	指定管理期間	指定管理料 (令和6年度)
資源化センター余熱利用施設	豊橋市東七根町字宝地道 10番地	令和4年10月1日～ 令和9年3月31日	51,733,000円

### 4－3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 市民の健康増進と交流及び施設の利用促進を図る事業の実施に関する業務

## 第5 監査の結果及び意見

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、重要な点において当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。なお、一部で見受けられた指摘事項及び意見は次のとおりである。

## 公益財団法人 豊橋市スポーツ協会

### [ 豊橋市スポーツ協会 ]

#### **指摘事項**

- 1 年次有給休暇の取得日数が 5 日未満の職員が散見された。令和 4 年度財政援助団体等監査の指摘を受けて、「職員へ再度制度を周知指導し、年次有給休暇が 10 日以上付与されている職員は 5 日以上取得させることを徹底した。」と措置通知が提出されたにもかかわらず再度の法律違反が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有したうえで、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。
- 2 時間外・休日労働に関する協定届（3 6 協定届）における所定労働時間を超える労働時間数について、月単位及び年単位についても超過している職員が見受けられたので、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。
- 3 公益財団法人豊橋市スポーツ協会契約事務規則では、20 万円以上の物品購入には予定価格書を作成する必要があるが、予定価格書の作成がされていない事例が見受けられた。  
また、切手台帳や現金収納金などの会計処理等においても記載が不明瞭な不備が見受けられたので、契約事務規則等にのっとり適正な事務処理をされたい。
- 4 スポーツ協会の理事が代表となっている実行委員会とスポーツ協会との運営業務契約において、法律では理事会での承認が必要であるにもかかわらず承認されていない事例が複数あった。これは利益相反となるため、適正な対応をされたい。

#### **意 見**

- 1 時間外勤務等計画書及び時間外勤務計算書において、入力誤りや常務理事未決裁等の事例が散見されたので、職員への記載の指導を徹底するとともに、時間外勤務の状況を把握するため、帳簿の適切な管理に努められたい。
- 2 補助金の人事費について、令和 5 年度は指定管理業務のみに従事していた職員が令和 6 年度は補助金業務に 45% 従事したとあるが、労働契約書に記載がなかったため業務内容に補助金業務を明記し、適切な事務処理に努められたい。
- 3 事務処理において、押印がない事例、日付がない事例及び報告書が添付されていない不適切な事例が散見された。この状態で決裁を受けていることから、担当だけでなく承認者及び決裁者においても書類の重要性について改めて認識し、適切な事務処理に努められたい。

### [ 文化・スポーツ部 スポーツ課 ]

#### **指摘事項**

- 1 年次有給休暇の取得日数が 5 日未満の職員が散見された。令和 4 年度財政援助団体等監査の指摘を受けて、措置通知が提出されているにもかかわらず再度法令違反が発生したこと、また

会計処理の不備が多く見受けられていることを市としても重く受け止め、団体への確実な法令遵守と事務処理の不備等への指導を徹底されたい。

- 2 補助金の対象経費について、団体の運営費の中で補助対象の上限額や精算方法があいまいなため不明瞭な精算となっている。補助金等の適正化ガイドラインの見直し基準にのっとり、要綱等に具体的かつ明確に記載されたい。

#### 意 見

- 1 スポーツ協会の事務所の光熱水費について、電気代のみを市が徴収しているが、他団体の例を参考に団体と協議し、適切な費用負担の見直しに努められたい。
- 2 全国大会等の出場者に対する激励金について、市と団体でほぼ同一の内容で個別に激励金の支給業務を行っているので、制度の見直しに努められたい。

### 公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター

#### [ 豊橋市シルバー人材センター ]

##### 指摘事項

- 1 老人福祉センター指定管理料の決算額について、指定管理事業の事業報告書である指定管理料収支決算書と法人の決算書である正味財産増減計算書が異なっている。これは、令和7年3月31日付で協定書の変更を行い指定管理料が減額になったことに伴う仕訳処理が正しくなかったことによるものであるので、適正な会計処理をされたい。
- 2 職員の時間外勤務手当支給において、実績の申告に対し日ごと30分単位で切り捨てていた事例や、計画・実績とも記入漏れにもかかわらず時間外勤務手当を支給していた事例が見受けられたので、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。
- 3 現金の管理において、領収書の日付と現金出納帳の日付が一致しない事例や領収書を複数回に渡って発行しているにもかかわらず現金出納帳には合計金額のみが記載されている事例が散見された。公益社団法人豊橋市シルバー人材センター財務規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

#### 意 見

- 1 会員数は増えているものの就業率は下降しているので、需要の多い人手不足分野の受注確保への取組を行うなど、就業率向上に努められたい。
- 2 牟呂高齢者活動センターの利用について、シルバー人材センター会員の利用率が全体の94%を占めている。施設の設置目的に沿って会員以外の利用を促進するため、市とも協議の上イベントの充実や周知啓発に努められたい。

## 〔 福祉部 長寿介護課 〕

### 意 見

- 1 管理報告（月報）の提出において、市への提出期限が指定管理仕様書と協定書で齟齬が見受けられたので、団体と協議し仕様書と協定書で齟齬のないよう努められたい。  
また、決算書や時間外勤務手当等の事務処理において不備が見受けられたので、適切な事務処理をするよう団体の指導に努められたい。
- 2 牟呂高齢者活動センターの利用者数において、集計方法が変更されたため他施設と比較して過大な評価となっている。施設の設置目的に沿ったものとするため、利用形態や実態を反映できるよう評価の見直しに努められたい。

## 豊橋スポーツパートナーズ

## 〔 豊橋スポーツパートナーズ 〕

### 指摘事項

- 1 指定管理事業の事業報告書において、前年度の事業報告書の記述のままになっており誤っている箇所があった。事業報告書は、業務の履行確認に必要な書類であるため、適正に作成されたい。
- 2 指定管理事業の収支予算書・決算書について、監査資料として提出されたものと市のホームページで公表されているものが異なっているとともに、人件費等の支出科目の記載が不明確であった。収支予算書・決算書には、指定管理料や利用料金収入等と指定管理事業に要する経費の収支状況を明示するとともに、人件費等の支出科目について明確に記載されたい。
- 3 公益財団法人豊橋市スポーツ協会契約事務規則では、50 万円以上の工事、製造又は修繕の請負、若しくは業務の委託をさせるときには予定価格書を作成する必要があるが、予定価格書の作成がされていない事例が散見されたので、契約事務規則にのっとり適正な事務処理をされたい。
- 4 支出負担行為伺書や見積書において、単価、数量の記載間違い、日付の未記載の事例が多数（10 件以上）見受けられたので、適正な事務処理をされたい。
- 5 学校体育施設開放使用料収納事務において、使用料を収納した日から 7 日間以内に金融機関に払い込でいない事例や領収書発行の不適切な取扱いなどの事例が見受けられた。令和 4 年度に同様の監査意見を受けて、措置通知を提出したにもかかわらず、再度発生したことを重く受け止め、全職員で再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。
- 6 協定書では毎月終了後 15 日以内に前月の業務報告を市に報告するようになっているが、毎月 15 日を過ぎてから市に報告をしていたので、協定書にのっとり適正な事務処理をされたい。
- 7 施設利用承認取消願について、規則で定められているにもかかわらず利用承認書がほとんど

添付されていなかった。あいち共同利用型施設予約システムから予約する利用者も多いことから、市と協議し適正な事務処理をされたい。また、提出日や受付印がない書類が多数（10件以上）見受けられたので、職員等の指導を徹底されたい。

## 意 見

- 1 施設利用料の決済方法は、現状窓口での現金払いのみであるが、提案書に記載されているキャッシュレス化は利用者サービスの向上のみならず事務の簡略化にもつながるため、キャッシュレス決済の推進に努められたい。

## 〔文化・スポーツ部 スポーツ課〕

### 指摘事項

- 1 指定管理事業の事業報告書において、前年度の事業報告書の記述のままになっており誤っている箇所があった。事業報告書が提出された際は、協定書の規定にのっとり適正に確認されたい。
- 2 指定管理事業の収支予算書・決算書について、監査資料として提出されたものと市のホームページで公表されているものが異なっているとともに、人件費等の支出科目の記載が不明確であった。収支予算書・決算書が提出された際は、協定書の規定にのっとり適正に審査・確認し、必要な指示等をされたい。
- 3 学校体育施設開放使用料収納事務において、使用料を収納した日から7日間以内に金融機関に払い込んでいない事例や領収書発行の不適切な取扱いなどの事例が見受けられた。令和4年度に同様の監査意見を受けて措置通知を提出しているにもかかわらず再度発生しているので、監査措置への対応状況を確実に把握し、事務処理体制の見直しも含め団体の指導を徹底されたい。

## 意 見

- 1 令和4年度及び6年度に豊橋市が行った市民球場及び庭球場の照明のLED化により、電力量及び電力料金の顕著な減少が見受けられるので、豊橋市岩田総合球技場等の管理に関する協定書に基づき減額変更を申し出るなど適切な指定管理料の支出に努められたい。
- 2 利用者アンケートや防災訓練など、提案書や事業計画どおりに実施、報告されていない事例が見受けられたので、市として実施状況の確認を徹底し、履行を促すよう団体の指導に努められたい。

## 穂の国健幸づくりパートナーズ

### [ 穂の国健幸づくりパートナーズ ]

#### **指摘事項**

- 1 事業報告書について、協定書では、指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に提出し、市の確認を得なければならないと規定されているが、期日を過ぎてから提出されているので、協定書で定める期日までに提出されたい。

#### **意 見**

- 1 プールの水質管理日誌に水質異常時の対応についての記載がなかったが、管理運営仕様書に記載されている愛知県の「プール管理の手引き」には「水質の不適・異常などがあった場合には、その状況やその後の措置状況についても記入」するとあるため、記録を残すよう努められたい。
- 2 利用者数が提案書の目標を下回っているため、効果的な割引券の配布や新規イベントの実施などで来館を促し、施設の P R に努められたい。
- 3 施設の設備や機器の修繕について、市との協議を密にしながら適切な施設の維持管理を図るとともに、利用者サービスの向上に努められたい。

### [ 健康部 保健所健康増進課 ]

#### **指摘事項**

- 1 事業報告書について、協定書では、指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に提出し、市の確認を得なければならないと規定されているが、期日を過ぎてから提出されているので、協定書で定める期日までに提出するよう指示をして、事業報告書の内容を確認されたい。
- 2 提案書の内容において、「市との定例会の実施」として月 1 回履行チェック表で報告するがあるが、年に 1 回の報告となっていたので、事業実施状況を随時確認するためにも、提案書どおり毎月報告させるよう団体を指導されたい。また、その他未実施の事業についても指定管理者の意向を尊重し、積極的に取り組まれたい。

#### **意 見**

- 1 利用者人数の実績において、前年度と比較して増加したものの、特にトレーニングルームや浴場で提案書の目標を下回っているので、団体へのサポートや連携を図るとともに利用者ニーズを把握し、施設の魅力向上策や積極的な P R 活動等により利用者増の取組に努められたい。
- 2 施設や設備の老朽化が進む中、利用者サービス確保のため団体が作成する修繕計画に基づき優先順位に従って適切な施設の維持と魅力向上に努められたい。